

補論 PBGC による受給権保護制度

米国では年金制度終了に際し、積立不足の企業に一括拠出義務を負わせず、年金給付保証公社 (Pension Benefit Guaranty Corporation、以下 PBGC) が給付を保護している。米国では、全ての適格な確定給付企業年金は PBGC に加入することが要求されているⁱ。ただし、給与水準の高い取締役などに対する企業年金の一部は適格年金であるが、役員補完退職年金制度 (supplemental executive retirement program) は適格年金ではない。PBGC 管轄下にある確定給付年金制度の年金基金が解散した場合、加入者が過去分の給付を受ける権利を PBGC が保証している。2.5 万近い民間の退職給付年金制度において、約 3,500 万の労働者の退職所得を保護している。

1963 年のスチュードベーカーの企業年金破綻、受給権没収をきっかけとし、ERISA (Employee Retirement Income Security Act、以下 ERISA) 第 4 章において、PBGC の設立、同社が運営する制度終了保険が規定された。年金制度を運営する事業主の責任を明文化し、倒産を利用した積立義務の安易な放棄や、年金制度終了を見越した給付増額など、モラル・ハザードを防止する措置である (吉田 (2012))。

PBGC は、連邦の公的機関の位置付けである。理事長は大統領によって指名され、上院がこれを承認する。取締役会には、労働長官 (会長)、財務長官、商務長官がメンバーとして加わる。確定給付プランを提供する企業に対し、制度終了保険の加入を義務付ける。財源は、企業年金からの保険料と運用益によって運営される。税金などの公的資金の投入はない。

受給権が付与された給付は、支払保証制度の対象となる。企業倒産により積立不足を抱えた年金制度が終了する際、PBGC が年金資産と債務を引き継ぐ。2020 年の支払保証額の上限 (65 歳) は、月額 5,812.5 ドル、年額 69,750 ドルである。上限を超える給付、受給権が付与されていない発生給付、制度終了前 5 年以内の給付増額は、保証対象外である (吉田 (2012))。2020 年現在の固定保険料は 1 人 83 ドルであり、積立不足債務 1,000 ドルあたり 45 ドルの特別保険料 (一人当たりの上限 561 ドル) が追加される。2019 年度の保険料収入額は 67 億ドルである。

当初は、年金制度の終了理由を問わず、積立不足であれば支払保証の対象であった。積立不足による年金制度の終了が増加し、PBGC の財政状況が悪化した。そのため、1986 年の改正で、母体企業の破綻を理由に、年金制度を終了した場合に限定されるようになった。また、PBGC が、強制的に制度終了を求める場合もある。2019 年度現在、4,965 の年金制度の制度終了により、約 89 万の退職者に対して、毎月年金の支払いを行っており、将来の退職者を含めると 150 万人となる。

1978 年米国連邦倒産法において、清算型は第 7 章 (チャプター 7)、再生型は第 11 章 (チャプター 11) に分かれる。企業が倒産手続きに入った場合、PBGC が企業年金を引き継ぎ、給付事業を継続する。母体企業が破綻する場合、PBGC は債権者として破綻処理に関与する。受託者責任、最低積立基準の違反に対して、訴訟を起こすことも可能である。

参考文献

厚生労働省年金局(2007)「企業年金のリスク管理について」(第8回企業年金研究会、資料5、2007年4月27日)

吉田健三(2012)『アメリカの年金システム』日本経済評論社。

ⁱ 厚生労働省年金局(2007)によると、米国だけでなく英国やドイツ、スウェーデンでも対象と企業年金は支払保証制度に強制加入している。